

Title	公立図書館における電子書籍及び電子資料の収集・提供の現状と課題
Author	高橋, あづみ / 川瀬, 綾子 / 北, 克一
Citation	情報学. 14 卷 1 号, p.50-79.
Issue Date	2017
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

公立図書館における電子書籍及び電子資料の収集・提供の現状と課題

Current Status and Issues related to Collection and Provision of Electronic Books and Materials at Japanese Public Libraries

高橋あづみ[†] 川瀬綾子^{††} 北克一^{†††}

TAKAHASHI Azumi[†], KAWASE Ayako^{††}, KITA Katsuichi^{†††}

要旨：電子書籍を取り巻く動向はコンテンツ数の増加やタブレット端末の販売等により、年を追う毎に好条件となり、市場規模は「電子書籍元年」と言われた2010年以降急速に拡大している。しかしながら、国内の公立図書館の電子書籍の導入に目を向けると、その普及は遅々として進んでいない。本研究は、日本の公立図書館の電子書籍導入、保存、提供の現状課題を明らかにし、公立図書館と出版社などの双方にメリットのある仕組みを考える基礎として現状を整理し、かつ郷土資料等の電子化と提供についても取り上げ、公立図書館が今後取り組むべき方向性を考察することを目的とする。

キーワード：電子書籍、デジタルアーカイブ、公立図書館

Keywords：E-Books, Digital Archive, Public Libraries

1. はじめに

日本の電子書籍の市場規模は「電子書籍元年」と言われた2010年以降急速に拡大し続けている。インプレス総合研究所による調査では、2015年度の電子書籍の市場規模は1,584億円(対前年比25.1%増)となっている。一方、電子雑誌市場規模は242億円(対前年比66.9%増)と推計され、電子書籍と電子雑誌を合わせた電子出版市場は推定累計1,826億円となっており、2016年度も市場は拡大基調が続いている¹。また、同研究所の予測では、2020年度には電子書籍の市場規模は3,000億円に達するとされている²。

一方、全国出版協会による調査では、2015年度の電子書籍の市場規模は1,502億円と前年比31.3%増である。内訳は、電子コミックス1,149億円(30.3%増)、一般電子書籍(18.8%増)、電子雑誌125億円(78.6%増)である³。

両者は、集計単位が年度単位と暦年単位の相違があり、また集計対象とした電子書籍の範囲が明

確に示されていないため、計に多少の差異はあるものの、いずれも電子書籍が出版業界において無視できない存在となっていることを示している。

しかしながら、国内の公立図書館の電子書籍の導入に目を向けると、その普及は遅々として進んでいない。

文部科学省委託研究『平成27年度「生涯学習施策に関する調査研究」公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』の調査結果によると、電子書籍や電子化された資料を提供していると回答したのは、2,456館中389館であり、15.8%にとどまっている⁴。また、未回答館224館を除いた2,232館であっても17.4%と実に少数である。また、『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告書2016』によると、2016年10月現在の電子書籍貸出サービス導入館は53館(自治体ベース)であり、全国の公立図書館(中央館ベース)1,352館から考えると、3.9%と非常に少数に留まっている⁵。

一方で、各公立図書館が所有する郷土資料等を中心に、電子化し、ウェブ上で一般公開するケースが増えてきており、電子出版制作・流通協議会が行なっている調査では、デジタルアーカイブを提供していると回答した館は全体の21.5%(前年度比7.5%

[†]大阪市立大学創造都市研究科修士課程

^{††}京都外国語大学等

^{†††}大阪市立大学

増)となっている⁶。ウェブ上での郷土資料等の公開により、地域の遺産(レガシー)を広く知らしめられる環境が始まりつつある。

本研究は、日本の公立図書館の電子書籍導入、保存、提供の現状課題を明らかにし、公立図書館と出版社などの双方にメリットのある仕組みを考える基礎として現状を整理し、かつ郷土資料等の電子化と提供についても取り上げ、公立図書館が今後取り組むべき方向性を考察することを目的とする。

なお、本論では、概ね2016年12月末までの情報環境を基礎とし、かつ公立図書館に関わるものの中で、「図書館向けに一般電子書籍ベンダーが提供する電子書籍」、「図書館でデジタルアーカイブされた資料の公開」の二つの電子書籍を取り上げる。

2. 日本国内の公立図書館の商用電子書籍導入の問題点と課題

本章では、日本国内の公立図書館の商用電子書籍導入の状況を踏まえ、電子書籍導入の問題点と課題を出版社側と公立図書館側に分けて考察していく。

2.1 公立図書館の商用電子書籍導入の根拠

公立図書館は、図書館法第二条により、「(前略)図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設(後略)」と定義されている。また、第三条には、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」とし、「1. 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。」と公立図書館の職務を義務付けている⁷。

また、「図書館の自由に関する宣言」⁸では「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障す

ることは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。」と図書館のあるべき姿を示している。つまり、電子書籍をも収集・提供の対象とするのは公立図書館の責務であろう。

また公立図書館における電子書籍の有用性としては、例えば、障害者サービスや高齢者サービス、非来館者サービス、レファレンスの質の向上が挙げられよう。

今までの公立図書館における視覚障害者に対する資料提供サービスは、デジタル録音図書「DAISY」、大活字本等の提供、対面朗読を指していた。しかし、電子書籍では、テキストデータの読み上げ、文字の拡大は容易となる。

2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことで、電子書籍にも注目が集まった。施行される前年の10月に行われた第101回全国図書館大会東京大会では、障害者サービスのひとつとして電子書籍を取り上げ、「図書館向け電子書籍サービスシステムのアクセシビリティの現状と課題」をテーマに報告を行っている⁹。

また、資料の全文検索が可能となることで、レファレンスの幅を広げ、さらに確実性を上げることができ、利用者の要望に迅速に応えられる可能性が高まる。利用者が自身で資料を探す手助けにもなり、資料探索の効率化には電子書籍は有効であると言える。

反面、全文検索が可能な電子書籍の増大は、インターネット情報資源の氾濫と相まって、情報の爆発を引き起こす。検索エンジンの高度化と共に、ディスカバリーOPACなどの公立図書館による高度検索機能の提供が期待される。

2.2 商用電子書籍導入の先駆的事例

公立図書館での電子書籍導入は、2002年6月に北海道岩見沢市図書館においてサービスを開始したのが始まりである。電子書籍販売サイト「10daysbook」を運営するイーブックイニシアティブジャパンから電子文庫を一括購入し、岩波文庫や東洋文庫、マンガ等の電子コンテンツを館内のパソコンで閲覧できるようにした。しかし、いち早く電子書籍を導入した岩見沢市図書館であるが、イーブックイニシアティブジャパンの撤収に伴いサービ

スを終了することとなった。

次に電子書籍の導入を試みたのは、生駒市立図書館である。2005年5月に生駒市立図書館は、実証実験として電子出版事業会社であるパブリッシングリンクと提携し、ソニーの電子書籍端末LIBRIéの利用者への貸出と共に、電子書籍販売サイト「TimebookTown」で提供される電子書籍を閲覧できるサービスを開始した。

北海道岩見沢市図書館とは異なり、電子書籍端末の貸出を全国で初めて導入した公立図書館である。約2,900タイトルの電子書籍が閲覧できるようになったが、TimebookTownが2009年2月末をもってサービスを中止することになり、2008年12月末で電子書籍の提供を終了することとなった¹⁰。

この2館の取り組みは国内公立図書館での電子書籍導入事例が無い中での先駆的な取り組みであった。他館が電子書籍導入を検討する上での先駆的事例となった点では一定の評価が出来る。

例えば、岩見沢市図書館のように館内での閲覧のみでは非来館者サービスといったサービスの向上には繋がることは無い。生駒市立図書館では電子書籍端末がまだ普及する初期段階であったこともあり、電子書籍端末の貸出をも含めた電子書籍貸出サービスの提供を進行していった点は岩見沢市図書館の事例を踏まえてのことであろう。

また電子書籍の契約先の事業撤退という辛酸を舐める危機感、そのような危機に対してどのような対応を取るべきかといったことも検討する機会となった。

その後、2007年11月に千代田Web図書館が電子書籍サービスを導入した¹¹。

千代田Web図書館の電子書籍サービスは当初、小学館など16社の出版社からコンテンツを400万円で購入し、約3,000タイトルの提供から始まった。利用対象は2008年3月末までは区内在住者に限定されていたが、2008年7月から区内在勤・通学者へ拡大し、1人につき上限5冊を2週間までの貸出とし、2週間の貸出期間が過ぎるとパソコン上から自動消滅する仕組みとなっている。同時貸出は出来ず、1冊につき1人までとし、また、電子書籍の画面印刷は不可能とする等、出版社へ配慮している。

『千代田区立図書館年報平成27年度』によると、電子書籍の所蔵数は7,864冊、閲覧件数26,627件、貸

出件数5,458件となっている¹²。

2.3 商用電子書籍導入の現状

日本国内で電子書籍サービスを行っている公立図書館は非常に少数である。文部科学省委託研究『平成27年度「生涯学習施策に関する調査研究」公立図書館の実態に関する調査研究報告書』(以下、『文部科学省委託研究』)の調査結果によると、電子書籍や電子化された資料を提供していると回答したのは、2,456館中389館であり、15.8%にとどまっている。また、未回答館224館を除いた2,232館であっても17.4%と実に少数である。そして電子書籍や電子化された資料を提供していないと答えた割合は70%であった(表1)。

表1 電子書籍や電子化された資料を提供しているか、予定はあるか

電子書籍や電子化された資料を提供しているか、予定はあるか	件数	割合
①提供している	389	15.8%
②提供していない	1,718	70.0%
③提供予定である	125	5.1%
未回答	224	9.1%
計	2,456	100.0%

一方、『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2016』(以下、『調査報告2016』)の調査結果によると、電子書籍の導入館は2016年10月現在53館(自治体ベース)であり、全国の公立図書館(中央館ベース)1,352館から考えると、3.9%と非常に少数である。なお、巻末に示した別表1は公立図書館における電子書籍導入館である。

以下に示す『調査報告2016』は中央館ベース及び商用電子書籍の状況で調査しているため、『文部科学省委託研究』とは結果が異なるが、どちらも公立図書館における電子書籍サービスの提供の現状としては未だに黎明期と言える。

別表1のように、公立図書館に電子書籍を提供しているベンダーは、図書館流通センター(TRC Library Service Inc. 以下、TRC)のTRC-Digital Library(以下、TRC-DL)が42館、メディアドゥとOverDrive共同のOverDrive Japanが3館、紀伊國屋

書店のNetLibraryが2館、日本電子図書館サービスのLibrariEが1館、I-NEOのLib.Proが1館、佐賀県武雄市図書館の「武雄市MY図書館」1館、秋田県立図書館の「経葉デジタルライブラリ」1館、そして群馬県明和町の「明和町電子図書館サービス」、東京都中野区立図書館の「なかのイーブックスポット」はそれぞれ凸版印刷が提供元という現状である¹³。

なお、2016年11月に日本電子図書館サービスとTRCは電子書籍事業の業務提携を行うことになった。次章に詳述する。

2016年に電子出版制作・流通協議会が行った「公共図書館の電子図書館・電子サービス等のアンケート」によると、電子書籍サービスの実施予定については、「電子書籍サービスを実施する予定はない」と回答した館が70.6%であった。このパーセンテージは、先述した『文部科学省委託研究』と同等値である。

『文部科学省委託研究』では、公立図書館の運営形態と電子資料の提供状況とのクロス集計も行っており、運営形態ごとに電子書籍等の提供率に差異が見られた。

運営形態ごとの電子資料の提供率は、提供率の高い順に、「③指定管理者制度」(21.6%)、「②業務の一部を委託」(16.3%)、「①直営」(14.4%)、「④その他」(13.5%)となっている。ここで、提供予定であると回答した公立図書館を加えると、「③指定管理者制度」(27.5%)、「②業務の一部を委託」(25.5%)、「④その他」(18.9%)、「①直営」(18.4%)となる。

この結果から分かるように、指定管理者制度を導入している公立図書館の方が電子書籍等の提供率が高い(別表3)。また、『調査報告2016』で商用電子書籍を導入していると回答した53館中、各公立図書館のホームページや日本図書館協会の調査で公表している館のみを数えても、半数を超える30館が指定管理者制度のもとでの運営となっている¹⁴。

更に、『文部科学省委託研究』では、電子書籍や電子化した資料を提供していると回答した389館がどのような種類の電子資料を提供しているのかも調査している。多い順に、「②郷土資料、地域行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料」289館(74.3%)、「①商業的に流通している電子資料」145館(37.3%)であった。また、「③その他」の例としては、DAISY 図書や国立国会図書館デジタル

化資料送信サービスが挙げられていた(表2)。

表2 提供している電子資料の種類

提供している電子資料の種類	件数	割合
①商業的に流通している電子資料	145	37.3%
②郷土資料、地域行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料	289	74.3%
③その他	40	10.3%
未回答	7	1.8%
計	481	100.0%
回答対象館数	389	(複数回答可)

また、これらの集計から、公立図書館の運営形態と、提供している電子資料の種類のカロス集計(別表3)を見ると、提供している電子資料の種類別では、「②郷土資料、地方行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料」については、「①直営」(61.6%)が最も多く、「②業務の一部を委託」(60.6%)、「④その他」(57.1%)、「③指定管理者制度」(56.3%)の順となっている。

一方、「①商業的に流通している電子資料」となると、「③指定管理者制度」(35.3%)が最も多く、「①直営」(29.1%)、「④その他」(28.6%)、「②業務の一部を委託」(25.8%)と続いている。

総じて運営形態による差異が、提供している電子資料の種類割合にも変化を及ぼしていることが分かる。

つまり、指定管理者制度での運営館では、非商用電子資料となる郷土資料、地方行政資料、特別コレクション等をデジタル化した資料の保存、提供が薄手になってしまっていることが伺える。これら地域の遺産をどのように収集し、保存し、提供していくかが今後の課題となろう。地方行政資料のアーカイブは指定管理者制度の下では難しいのであろうか。今後の調査が必要となろう。

次に、『文部科学省委託研究』では、利用者がどのような方法で電子資料を利用することができるのかについても調査している。その結果(表3)、「①館内設置機器で閲覧」が最多の272館(69.9%)となっており、「②利用者所有の端末で閲覧」が262館(67.4%)、「②図書館所有の端末を貸出(館内)」は42館(10.8%)、「③図書館所有の端末を貸出(館外)」

は8館（2.1%）であった。この調査では、「①館内設置機器で閲覧」のみを許可しているのか、図書館外でも閲覧が可能なかが分からない。図書館外でも閲覧が可能な状況でない限り、利用者に有益なサービスとは言い難い。

表3 サービスの利用方法の種類

サービスの利用方法の種類	件数	割合
①館内設置機器で閲覧	272	69.9%
②図書館所有の端末を貸出（館内）	42	10.8%
③図書館所有の端末を貸出（館外）	8	2.1%
④利用者所有の端末で閲覧	262	67.4%
未回答	13	3.3%
計	593	100.0%
回答対象館数	389	（複数回答可）

次に、提供している電子資料のタイトル数の調査では、平均値は13,614タイトルであったが、中央値は88タイトルであり、回答館した389館の半数以上の185館（52.1%）が100タイトル以下という現状である。また、提供している電子資料の種類と提供資料のタイトル数のクロス集計では、「①商業的に流通している電子資料」のみを提供している場合の電子資料の平均値は524タイトル、中央値は38タイトルであった。一方、「②デジタル化した資料」のみを提供している場合の電子資料の平均値は2,548、中央値は60タイトルという結果であった（表4）。

「その他」がどのようなデータなのかがこの調査では具体的に示されていないため、不明であるが、商用電子書籍、非商用電子書籍問わずタイトル数は非常に少なく、中身が乏しい現状にあることが分かる。公立図書館に提供される電子資料の数が少ないためか、購入する資金が乏しいのか、職員の体制が整わないのか、原因を探る必要がある。

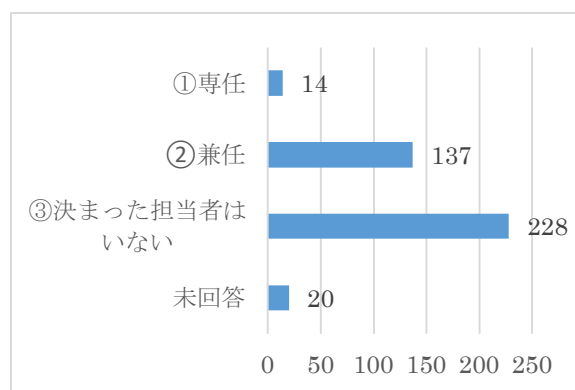
表4 提供している電子資料の種類ごとのタイトル数

	平均値	中央値	件数	割合
①商業的に流通している電子資料	524	38	61	17.3%
②デジタル化した資料	2,548	60	194	55.0%
③その他	257,155	14	16	4.5%
①+②	2,168	2,094	66	18.7%
①+②+③	7,682	7,682	4	1.1%
①+③	4	5	5	1.4%
②+③	2,630	11	7	2.0%

電子資料を提供する職員の体制について、担当者の有無、専任・兼任の別、担当職員数を調査した結果によると、電子資料の提供について「①専任」の担当職員が存在すると回答したのは14館（3.6%）と非常に少数であり、「②兼任」の担当職員が存在すると回答したのは137館（35.2%）であった。

また、「③決まった担当者はいない」とする公立図書館が228館（58.6%）と最も多く、人的欠如が伺える。地域資料の収集、保存にはデジタルアーカイブに特化した専門的な人的資源の確保も必要となろう（図1）。

図1 電子資料を提供する職員の体制

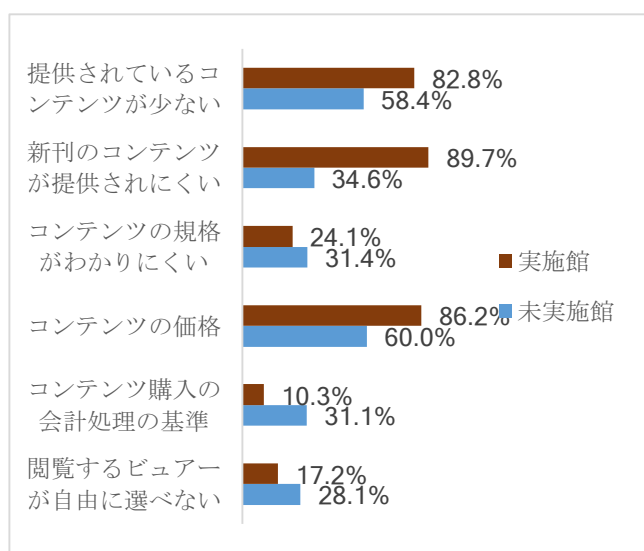


次に、実施館と未実施館に分けてアンケート回答を見る（図2）。2016年に電子出版制作・流通協議会が行った「公共図書館の電子図書館・電子サービス等のアンケート」で「電子書籍貸出サービスの電子書

籍コンテンツで懸念されている事項」に関して、電子書籍サービス実施館では次の3点が上位回答であった。「新刊のコンテンツが提供されにくい」が89.7%、「コンテンツの価格(が高い)」が86.2%、「提供されているコンテンツが少ない」が82.8%である。

一方、電子書籍サービス未実施館による回答では、「コンテンツの価格(が高い)」が60.0%、「提供されているコンテンツが少ない」が58.4%、「新刊のコンテンツが提供されにくい」が34.6%である。

図 2 電子書籍電子書籍貸出サービスで懸念されている事項（電子書籍コンテンツ） 関連『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2016』 p.26



電子書籍サービス未実施館と実施館を比較すると、まず、「電子書籍貸出サービスの電子書籍コンテンツで懸念されている事項」は、上位の項目は同じだが、実施館の選択ポイントがすべて大きく上回っており、特に新刊のコンテンツに関しては54.6%(89.2% - 34.6%)もの差異がある。これは、実施館では新刊提供タイトルの問題やコンテンツの価格が顕在化しており、未実施館が考えている以上にその問題は大きいということであろう。なお、これらはいずれも紙書籍の流通状況と比較しての事項である。

また、「電子書籍貸出サービスで懸念されている事項（電子書籍コンテンツ以外）」では、「予算の確保」が65.5%、「電子書籍貸出サービスが継続されるかどうか」が37.9%、「自治体や議会等に電子書籍貸

出サービスについて理解を得ること」と「電子書籍貸出サービスを実施するための十分な知識（経験）がない」が同率で17.2%となっている¹⁵。

一方、「電子書籍貸出サービスで懸念されている事項（電子書籍コンテンツ以外）」に関して、未実施館による回答では、「予算の確保」が74.6%を占め、「電子書籍貸出サービスを実施するための十分な知識（経験）がない」が53.8%、「電子書籍貸出サービスが継続されるかどうか」が50.1%と続いている。

両者を比較すると、実施館の選択にある「自治体や議会等に電子書籍貸出サービスについて理解を得ること」という項目以外は、実施館と未実施館ともに同一項目を選択している。「予算の確保」、「電子書籍貸出サービスが継続されるかどうか」、「電子書籍貸出サービスを実施するための十分な知識（経験）がない」の3項目が、両者共に選択している。ただし、電子書籍コンテンツに関する懸念とは逆に、すべて未実施館における選択ポイント数が上回っている（表5）。

表 5 電子書籍貸出サービスで懸念されている事項（電子書籍コンテンツ以外） 関連

実施館	未実施館
予算の確保 65.5%	予算の確保 74.6%
電子書籍貸出サービスが継続されるかどうか 37.9%	電子書籍貸出サービスを実施するための十分な知識（経験）がない 53.8%
電子書籍貸出サービスを実施するための十分な知識（経験）がない 17.2%	電子書籍貸出サービスが継続されるかどうか 50.1%
自治体や議会等に電子書籍貸出サービスについて理解を得ること 17.2%	—

つまり、実施館では電子書籍コンテンツに関する懸念が大きく、未実施館ではコンテンツ以外に関する懸念の方が大きいという結果となっている。

項目別に見ると、「予算の確保」という項目は、

1) 疲弊する地方財政下において、図書館費全体の圧縮圧力の中で、新たなサービスへの予算増額が困難であり、既存資料費の付け替えには積極的になれないという図書館側の事情が推察できる。

2) また、従来の資料費は図書等を購入する予算であり、購入した資料は図書館資産として計上される。

しかし、「電子書籍貸出サービス」は契約対象の電子書籍に対するアクセス権の確保契約(通常は1年間単位での契約)であり、新聞などのデータベース等へのアクセス権契約と同様である。すなわち予算区分としては、委託費、消耗品費等の経費扱いとなる。

こうした点から、「予算の確保」が困難であるという点が、実施館で65.5%、未実施館で74.6%という高いポイントになっている。

「電子書籍貸出サービスが継続されるかどうか」という項目では、実施館で37.9%、未実施館で50.1%の高い選択がされており、実施館においても手探りでの実施のようすが伺える。

「電子書籍貸出サービスを実施するための十分な知識(経験)」では、実施館では17.2%と少ないが、未実施館では53.8%と過半数を超えていることは理解できる。図書館員の知識不足のため、電子書籍の導入に踏み切れないということであれば、例えば日本図書館協会等による研修において電子書籍の導入等も積極的に行う必要があるのではないだろうか。

また、実施館において「自治体や議会等に電子書籍貸出サービスについて理解を得ること」が17.2%選択されているが、従来の紙書籍、雑誌とのサービス差異の説明や理解を得ることの困難さを示しているのであろうか。

こうした諸点を総合すると、「電子書籍サービスを実施する予定はない」と回答した未実施館の主な要因は、コンテンツに関してよりも、予算や職員側の知識、電子書籍貸出サービスが継続するかどうか、といった懸念のためと考えられる。疲弊する地方財政下で図書館費全体の縮小が進み、一方では専任職員の減少、嘱託職員・臨時要員等の増加と委託等進行の図書館職員団体の空洞化の中で、新たなサービスへの取り組みに消極的な姿勢がうかがえる。

3. 電子書籍提供ベンダー

本章では、公立図書館に電子書籍を提供しているベンダーについて、現在の提供者について取り上げる。

3.1 図書館流通センター TRC-DL

最初に現時点で最大規模のベンダーであるTRCから取り上げる。最大規模のベンダーであるので、やや詳しく取り扱う。

3.1.1 TRCについて

TRCは1970年代に赤字に陥っていた日本図書館協会の整理事業部の負債を引き継ぐために1979年に設立された。出資者は日本図書館協会、学校図書サービス、出版取次6社(日本出版販売、東京出版販売、大阪屋、栗田出版販売、日教販、太洋社)、出版社11社(講談社、小学館、平凡社、新潮社、偕成社、誠文堂新光社、晶文社、福音館書店、東京大学出版会、雄山閣出版、大明堂)の計19社による。

1982年よりTRCはTRC MARCの発売を開始し、2014年4月時点での累積件数は約340万件となっており、公立図書館3,226館(日本図書館協会編『日本の図書館』2014より)の内、2,706館(2015年7月1日時点)がTRC MARCを使用しており、公立図書館の約83%が利用していることになる。

また、1996年より図書館の受託を開始しており、年々その数は増加している。別表4は2016年4月1日現在のTRCの受託公立図書館数である¹⁶。日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2016年調査(報告)」によると、2015年度までに指定管理者制度等の導入数は都道府県立図書館5館、市区町村立図書館469館と計474館が指定管理者制度等で運営されている¹⁷。

日本図書館協会の調査では指定管理者制度等としているため、TRCが報告している指定管理者での運営館数には多少の誤差が考えられるが、指定管理者制度による公立図書館運営をしている約7割がTRCの受託館となっている。

2007年にTRCは大日本印刷株式会社と業務提携および資本提携を開始し、2010年に丸善株式会社(現・丸善雄松堂株式会社)と共同持株会社CHIグループ株式会社(現・丸善CHIホールディングス株式会社)を設立しその傘下となった。

3.1.2 TRC-DLについて

TRCは、2011年に電子図書館サービス「TRC-DL (TRC-Digital Library)」の運用を開始した。現在のタイトル数は概数で12,000冊である。

TRC-DLを導入する公立図書館は電子書籍タイトルから選書することが可能となっている。また、TRC MARCの利用も可能であり、OPACで、紙の書籍と電子書籍の両方の検索も可能となっている。

2016年10月時点で、国内の電子書籍サービスは、TRC-DLの導入館が圧倒的に多く、公立図書館42館にサービスを導入している¹⁸。基本的に買い切りタイプで利用期限はなく、出版社から1～3のライセンス数が設定されている¹⁹。大部分の価格は、紙の書籍の1.2～1.3倍の値段×ライセンス数分である²⁰。

上述の通り、指定管理者制度による運営をしている公立図書館の約7割がTRCに依頼している。また、TRCによる資料の納入やTRC MARC、資料の装備等のパッケージプランを導入する公立図書館も多い。

ただし、こうした状況が進行していけば、公立図書館運営の基本的機能であるコレクション構築の経験、力量などが蓄積、継承がされず、運営ノウハウは限りなくTRC等民間企業側に移行していくであろう。

3.2 公立図書館向け電子図書館サービス -TRC以外-

本節では、各社の公立図書館向け電子図書館サービスの特徴、現状などをまとめておく。

3.2.1 日本電子図書館サービス

KADOKAWA、講談社、紀伊國屋書店の3社は、学校・公立図書館向けの電子書籍貸出サービス提供の準備を始めるために合弁会社「株式会社日本電子図書館サービス（以下、JDLS）」を2015年10月15日に設立した。JDLSの目指す方向は、「電子図書館の健全な普及の為に、図書館も納得出来て、出版社も納得できる新たな“ルール”を皆様に提案していきたいと考えております。」としており、出版社の意向を酌んだビジネスモデルとなっている。

3.2.2 LibrariE

JDLSが提供するLibrariEは、「ワンコピー／ワンユーザー型」と「都度課金型」という2種類を設定している。「ワンコピー／ワンユーザー型」は、公立図書館での電子書籍初回購入時のモデルである。1ライセンスで1ユーザーのみに貸出が可能なモデルであり、2年間または最大52回貸し出せる制限付きとなっている。また、価格は出版社には底本の1.5倍～2倍を推奨している。

「都度課金型」は、ワンコピー／ワンユーザー型からのライセンス更新時に選択が可能となっている。基本的には貸出が減った作品を想定しており、ワンコピー／ワンユーザー型の26分の1の価格を、貸出がある度に都度課金する。

しかし、年間の予算が前もって決定されている公立図書館では、どの程度の貸出(=支払)があるかが想定できない都度課金型の契約は、予算管理・執行上の制約から難しい。

3.2.3 メディアドゥ

メディアドゥは、著作物のデジタル流通事業を行う電子書籍販売代理店である。着メロ、着うたの配信により起業し、徐々にデジタルコンテンツ類を中心とした配信事業に進出してきた。2010年には、CCC(カルチャー・コンビニエンス・クラブ)²¹と業務提携、資本提携を行っている。2016年12月時点では、図書館向けの電子書籍サービスの直接展開は行っておらず、OverDrive Japan及び楽天と提携した展開を行っている。

4.2.4 OverDrive Japan

OverDrive Japanでは、講談社をはじめとした国内出版社作品や、ランダムハウスやハーパーコリンズ等の海外出版社の作品を提供している。米国OverDriveとのネットワークによって、日本での配信が許可されている英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語等の50言語以上、70万冊以上の書籍をそろえる。

多文化サービスには役立つであろうが、多文化サービスは公立図書館としては全体の電子書籍サービスの一部であり、2016年12月時点での導入は3館に留まる。OverDrive Japanは、メディアドゥ及び楽天と提携をしている。

3.3 本章のまとめ

本章では、主要な電子書籍サービス提供のベンダーの現状を把握した。電子書籍提供サービスは、複数のベンダーにより提示されているが、基本的には「アクセス権」の年間契約である。また、契約パッケージに含まれる電子書籍の単価を概算すると、概ね、紙書籍の数倍であり、費用対効果の点からも疑念が残る。

電子書籍提供ベンダーに「おんぶにだっこ」という状況が進行していけば、公立図書館運営の基本的機能であるコレクション構築の経験、力量などが蓄積、継承がされず、電子書籍サービス提供の運営ノウハウは限りなく電子書籍提供ベンダー側に移行していくであろうことが危惧される。

4. 商用電子書籍導入の問題点と課題

4.1 出版社側の問題点

出版社と公立図書館の関係については、図書館の複本購入と貸出をめぐって、両者の間で議論がされてきた。図書館によるベストセラー等の多数の複本購入や、新刊の貸出が書籍の売上低下につながっているのではないかと、という出版社側の懸念が議論の中心である。背景には、構造的な出版不況、公立図書館数の増加と貸出の増加、図書館予算の削減など多くの要因がある。

こうした事態に対する出版社側の基本的な認識を、少し、長文になるが、日本書籍出版協会の見解²²から引用しておきたい。

「図書館との連携」より抜粋

出版界が、戦後一貫して右肩上がりの成長を続けていたころ、図書館も国民の文化的な生活の向上を支える機関として、また、市民サービスを重視した図書館人の先導によってその役割を高めていった。

しかしその一方で、公共図書館における資料購入予算は、1998年（平成10）の約369億7000万円をピークに減少を続けており、2005年（平成17）には307億3000万円にまで落ち込んだ。この時期、出版界の総売上げも1996年以降マイナス成長に転じ、2005年までの10年間で、書籍販売冊数で20%、書籍・雑誌をあわせた販売金額で17%の減

少となった。

このように出版不況といわれるなかで、図書館の貸し出し冊数は、1975年（昭和50）の6900万点から2005年には6億1700万点と、30年間で約9倍という実に著しい増加を示した。この時期に図書館数は1048館から2953館と2.8倍になっているので、この点を勘案しても、1館当たりの平均貸し出し冊数は約3倍以上になっていることになる。

このような状況のなかで、図書館を出版不況の原因のひとつとするような意見が出されてきた。

一方、図書館界では、上述の資料費削減や図書館職員における司書の減少など、環境はきびしさを増してきている。2002年から03年ころを頂点とした、作家・出版社と図書館の論争はそのような両者の現状への不満がぶつかりあったものといえよう。

この論争を経て、図書館貸し出し調査が行われ、ベストセラー本の貸し出しの実態が完全とはいえないまでも明らかになった。また、図書館をめぐる著作権問題に関しては、権利者側と図書館側で、図書館当事者間協議会が02年から開始され、図書館における著作物の利用に関して、いくつかのガイドラインが合意されるなどの成果をあげてきている。

今後、進展するデジタル化のなかで、出版社も図書館も従来の役割を大きく変えていかざるをえない状況がきている。

出版社側の危機意識が滲み出た文章である。ともあれ、「論争」の経緯を簡単にスケッチしておきたい。

『図書館雑誌』1998年5月号に掲載された、津野海太郎の「市民図書館という理想のゆくえ」は、図書館はベストセラーよりもっと多様な資料購入に予算を使うべきだという論であり、『図書館雑誌』上で議論が行われた。

林望の「図書館は『無料貸本屋か』」では、著名な作家やマスコミがこの問題を取り上げたことで、さらに論争は加熱していった²³。

2002年頃には、複本問題やベストセラー購入に関する文献が多く発表されていたが、2004年頃を機に沈静化していた。その一つの理由として、2003年に、日本図書館協会と日本書籍出版協会が共同で行っ

た調査結果「公立図書館貸出実態調査 2003報告書」がある²⁴。

ベストセラー、各賞の受賞作品、それらの文庫版について、自治体内図書館での所蔵冊数、貸出冊数、予約件数を調査したものである。その結果から、図書館の貸出サービスが書籍の売上を妨げているという根拠はないということがある程度理解された²⁵。

しかし、すべての批判が消えたわけではなく、著者や出版社からの図書館への批判は根強くある。また、新刊貸出の猶予を求める声も一定存在する。直近では、2015年10月に行われた全国図書館大会で新潮社が著者と版元が合意した新刊について、貸し出しを1年間の猶予を要望したことも話題になった。背景には、公貸権の導入待望論もある。

代表的なものに、2015年の全国図書館大会分科会での講演や、その講演をまとめた『2015年「図書館と出版」を考える 新たな協働に向けて』での図書館の批判がある²⁶。また、朝日新聞デジタルなどもこれを後追いしている²⁷。

これらに対抗して、「図書館の発展は出版文化も発展させる」というタイトルで、雑誌『出版ニュース』に記事が掲載されている。田井は記事において、書籍の売上と図書館の貸出サービスの関連性を数値で検証し、貸出冊数が書籍の売上に直接的に関係しているとは言えないとした上で、図書館で借りられなくなれば書籍を購入するだろうという考えに疑問を呈している。また、結論として、本を読む人が増えることが両者の発展につながると述べている²⁸。

どちらの立場からも確固たる実証が提出できないことから、この問題は根本的解決を目指すというよりは、双方の妥協点を探し、今後の方針を立てることが重要である。以上は紙媒体書籍のベストセラー本と公立図書館での複本購入、大量貸出をめぐる論争である。

しかし、電子書籍貸出サービスとなると、また同じ問題が持ち上がってくる。さらに、これまでは、多くの場合、公立図書館に来館し紙資料を貸出するほかなかったものが、利用者が自宅等の任意の場所から、任意の時間帯に公立図書館もしくはベンダーのウェブサイトアクセスし、非常に手軽に電子書籍の貸出できるようになる。あまりに手軽に利用できてしまうために、従来以上に出

版社の利益を阻害するのではないかと、というのが出版社側の危惧である。この点について、今少し、考察を進めたい。

紙書籍等の場合には、出版社側において「定価販売」を基本として流通している。このため、個人の購入、図書館の購入を問わず、「一物一価」であった。否、むしろ図書館での購入は特定の書店との継続的かつ多額の取引を背景に「歩引き」²⁹という実質的なディスカウントが行われてきた。

また紙書籍等の場合には、著作権法第38条第4項の規定により、公立図書館等における非営利かつ無料の貸出は、貸与権の制限を受けており、公立図書館での館外貸出の法的根拠でもある。

このため出版社側では、図書館における複本等の多量貸出は、得べかりし販売機会の逸失と捉えられ、公立図書館における貸出冊数と書籍売り上げとの間に、トレードオフ関係を想定し、複本購入、多量貸出批判へとつながっている。

次に、実際の日本の公立図書館における事例をひとつ挙げる。複本問題の議論が白熱していた2003年に常世田は、出版社と公立図書館の問題について言及している³⁰。その中で、「図書館が果たしている役割の一つは、「本のショーウィンドウ」である。」と述べている。根拠として、浦安市に中央図書館が開館し、貸出冊数が全国1位になって以降、市内の書店も増加し、売上も伸びている点や、利用者アンケートにおいて、「図書館の本で内容を確認してから、購入したことがありますか？」との質問に、56.5%の利用者は「ある」と答えている点等を挙げている。

これは、先述した結論と相違するが、読み進めると、書店の店頭から返品された後の書籍と出会う場として、「本のショーウィンドウ」と述べているとわかる。まさに、その節のタイトルにもあるように、「図書館と書店は役割を分担し合っている」ということだ。公立図書館が所蔵する資料は、書店で平積みされる新刊だけではなく、一部の利用者しか借りない教養書・学術書も一定の割合を占めているという点は、複本問題の際からしばしば指摘されている。

同じ「ショーウィンドウ」という言葉が使われてはいるが、米国の図書館は、書店の代わりとなる新刊の購入をうながす役割としての「ショーウィンドウ」であり、常世田が指すのは、新刊の時期が過ぎ

書店が店頭になくなくなり、取り寄せなければならぬ本の購入のきっかけ作りとしての「ショーウィンドウ」である。年間8万点弱に及ぶ新刊書の洪水の中で、委託販売制度と相まって、書籍の店頭存在の短さが背景にはある。

これは紙の書籍に関する論述であり、紙の書籍と電子書籍には、実際に物として所蔵できるかという大きな違いがあるため、まったく同じことだと言うことはできない。特に、ダウンロード型ではなくアクセス型の電子書籍は、それ以前の「所有」という考え方が通じない。

しかし、電子書籍の場合では著作権法上は「貸与」ではなく、「公衆送信権」が働く。すなわち、公立図書館が市販の電子書籍を購入し、自ら管理するサーバー等にアップロードして利用者に提供することは、「公衆送信権(送信可能化権を含む)」の違法行為となる。このため、電子書籍の提供においては電子書籍の提供ベンダーとの間で、個別に契約を結ぶ必要がある。

このため電子書籍の提供において、出版社、提供ベンダー側は、(1)提供電子書籍の選別、(2)価格設定、(3)貸出条件や貸出制限、(4)その他必要と考えられる付帯条件などを契約条件として独自に設定ができる。

電子書籍が導入されると契約によって、出版社側、提供ベンダー側または相互の調整により各種の制限が設定できる。また、複本問題の一部として、出版社側から指摘されているベストセラー本の「寄贈呼びかけ」などの事態も発生しない。こうしたことより、複本の問題は、電子書籍貸出サービスでは、単なる複本導入の契約に収斂される。

4.2 英米での電子書籍貸出の影響調査

なお、日本では2016年末において、公立図書館の電子書籍貸出サービスそのものが少数館での試行的実施の段階にあり、同サービスによる影響調査は、行われていない。そこで、一つの参考として欧米での調査事例を紹介しておきたい。

4.2.1 英国での調査事例

2014年から2015年にかけて、英国出版協会と英国図書館長協会によって共同で実施された、公共図書

館の電子書籍貸出の影響を測定する目的のプロジェクト、“Pilot Study on Remote E-Lending”では、「電子書籍を借りた人のうち39%は今後、書店を訪れる頻度が減るだろうと考えており、37%が新たに紙の図書を買うことも減るだろうと考えている」とされており、出版社の懸念そのものといえる。さらに、「プロジェクトでは電子書籍を借りる際に購入するボタンも設置していたが、このボタンをクリックしたものはごくわずかにとどまった」とある³¹。

日本では、図書館のOPACで蔵書検索をすると、書誌データとともにアップストアのようなネット書店のリンクが表示されるという試みはあるが、それは紙の書籍を外部のサイトから注文するのであって、電子書籍サービスの購入ボタンとは意味合いが異なり、また、それもあまり成功していない印象である。

電子書籍大国と呼ばれる米国の図書館向け電子書籍サービスにおいて、90%以上のシェアを持つ、OverDrive社の電子書籍サービスの特徴として、書籍のタイトル横に「Buy It Now」ボタンが表示される点がある。貸出中ですぐに利用ができない場合や、読了後に購入することを想定し、実装されている。

興味深いのは、「電子貸出サービスで本を借りた人のじつに40%が、同じタイトルを購入していることが、データから判明した」と同社の社員が述べている点である。これは、先ほどの英国でのプロジェクトとはまったく異なる結果を示している³²。これについて、4館の小さな図書館でのテストに過ぎないこと、イギリスにおいて電子図書館で電子書籍をクレジットカードで「買う」というユーザーの認識が低いことを理由として挙げている。

また、電子貸出サービスで資料が貸出されると紙の書籍が売れるというのは北米の事例であることも指摘している³³。出版社と図書館の双方が利を得る方法を模索するには、利用者の意識が大きく関わることが推察できる。

購入ボタンは、米国の大手出版社であるSimon & Schuster社が、2014年6月、図書館に新刊電子書籍を解禁する際、「購入ボタン」の設置を条件に挙げたことから、少なくとも米国では、書籍の売上を阻害しないために有効な手段であると出版社側に考えられていることがわかる³⁴。

4.2.2 米国での電子書籍提供の現状

電子書籍先進国である米国の状況も参照しておきたい。米国は公立図書館の電子書籍導入率が94%となっており、電子書籍しか所蔵しない公立図書館もすでに存在する^{35 36}。

米国で、初めて電子書籍のみの図書館が誕生したのは2010年、テキサス大学サンアントニオ校の大学図書館でのことだった。その後、2013年、テキサス州に誕生した、紙の資料のない公共図書館“Biblio Tech”は、2015年に2館目を開館し、2017年には3館目を開館予定としている。³⁷これは第一館目が開館する前の情報だが、電子書籍リーダーの導入台数は700台で、貸出期間を過ぎると電子書籍リーダーは使用できなくなるように設定されているとしている³⁸³⁹。また、電子書籍リーダーの返却が遅れる、または紛失されると罰金が科される⁴⁰。

“Ebook Business Models for Public Libraries”の中で、アメリカ図書館協会（以下ALA：American Library Association）は、図書館と出版社が結ぶ契約がどのようなビジネスモデルであっても必要な3つの条件として、以下の3点を挙げている⁴¹。

- ・市販される全ての電子書籍タイトルは図書館でも利用できるようにすること
- ・図書館が購入した電子書籍を他の電子書籍プラットフォームに移行したり、無制限に貸出ができるような権利を含めた選択肢を図書館が持てるようにすべきこと
- ・電子書籍の発見可能性を高めるため、出版社から提供されるメタデータやマネジメントツールに図書館がアクセスできるようにすること

先述した通り、米国において電子書籍導入率は94%であり、大多数を占めているが、現在も出版社ごとに調整や導入実験が行われている。

書店が減少する米国では、図書館が、電子書籍を見るためのショールームの役割を果たしていると考えられる。これは、2012年にALAが公表した“Ebook Business Models for Public Libraries”の中で述べられている、図書館で出版社の全書籍リストを見られるようにし、図書館にリクエストをするか、利用者が購入するかを選択するという、「出版社のショールーム化」という提案と一致する⁴²。

米国で電子書籍が普及した原因について、米国では国土と人口に対して書店が非常に少なく、多くの

国民にとって気軽に行く場所ではないという点がある。米国は日本の25倍の広さの国土であり、人口は2.5倍以上にも関わらず、書店数が2014年時点で13,928店舗しかない⁴³。日本は13,943店舗であり、減少が続いているものの、国土や人口に対する書店数の割合において、米国を大きく上回る⁴⁴。日本で電子書籍の普及が遅れているのは、米国に比べ書店が身近であるという理由もあるだろう。

このことにより、現時点の日本においては、書籍のショールームの役割の多くは書店が担っているのではないかと考えられる。

ただし、こうしたショールーム要素は書籍品揃えの豊富な大都市部における大型書店に限定されよう。さらに、こうした大型書店においても、個々のユーザーは「ウィンドウ・ショッピング」を行い、実際の購入はネット書店で行うという傾向が、2015年頃から見受けられる。発端はアマゾンによるプライム会員向けの送料の無料化であった。

こうした傾向を助長したアマゾンが米国において「リアル書店」を実験的店舗として2016年より開始したことは興味深い。ただし、この「リアル書店」は、実際の書籍販売機能よりもアマゾンの紙書籍、電子書籍及び関連するコンピュータ・デバイス等のショールーム的要素とネット通販サイトアマゾンへの導線的役割と位置づけられる⁴⁵。

4.3 電子書籍提供ベンダーとの契約

4.3.1 一般向けの電子書籍のビジネスモデル

公立図書館向けの電子書籍のモデルに触れる前に、まず、一般向けの電子書籍のビジネスモデルにどのような動きがあるのかを簡単に見ていきたい。

以前は電子書籍を端末にダウンロードする形式が大多数だったが、現在では、アクセス権を購入し、アクセスして読書をするという形式が主流になっている。また、コミックと文字ものの書籍だけでなく、音楽、映像等さまざまなコンテンツの垣根がなくなりつつあるのも、近年の大きな動きである。

また、一般向け電子書籍の契約では、紙の書籍と電子書籍をセットで販売するバンドル販売、注文後に印刷版を最低1部単位で生産するプリントオンデマンド（POD）等、用途に応じ多くの試みがなされている。

特に近年は、読み放題や聞き放題等、サブスクリ

ブション型（月額定額制）が注目されている。日本におけるサブスクリプション型は、NTTドコモが提供する雑誌読み放題サービス「dマガジン」の知名度が高い。ドコモユーザーに限らず利用でき、2015年6月には契約者数200万人を突破した⁴⁶。

2016年8月には、米国でサービスを行っていたアップストアの電子書籍読み放題サービス「Kindle Unlimited」が日本でも開始したが、その月のうちに、当初はサービス対象であった人気タイトルがサービス対象外となりニュースになった。原因は「出版社に支払う予算不足」とのことで、今後課題が残る⁴⁷。

このように、一般のユーザー向け電子書籍に関しては、電子書籍の利用も増加し、それにとともに、さまざまなビジネスモデルが生み出されている。

それに対し、国内の公立図書館における電子書籍導入のモデルは、導入館が少数であることもあり、いまだ未発展である。

4.3.2 日本での図書館等の電子書籍提供の契約条件等

電子書籍貸出サービスの提供方法については、まずベンダーにより異なる。さらに、貸出冊数や端末の設置等は各館によって定められている。

電子書籍の提供方法には、ブラウザにアクセスして閲覧する形と、専用アプリをインストールして閲覧する形がある。TRC-DLやメディアドゥとOverDriveのサービスは、ブラウザにアクセスする形だが、秋田県立図書館ではPCの閲覧は不可となっており、専用アプリからの閲覧のみとなっている⁴⁸。武雄市MY図書館はその両方が可能となっており、前者は常時インターネットにアクセスする環境が必要だが、後者はダウンロードして読むことができるとしている⁴⁹。

貸出冊数に関しては、公立図書館ごとに独自に設定されている。一般資料の貸出期間と揃えている館もあれば、紙の資料と電子書籍との間で差異をつけている館も存在する。また、共通しているのは、貸出期間を過ぎると、返却手続きをしなくとも自動的に返却される仕組みである。これは紙の資料と異なり、督促の必要や紛失の可能性がない電子書籍の利点である。

また、電子書籍サービスを利用するためには、IDとパスワードが必要となる。電子書籍を利用するために、電子書籍用のIDとパスワードが、公立図書館の利用者カードとは別に必要な場合や、公立図書館のWebサービスのIDパスワードをそのまま利用する場合もある。

電子書籍の利用者として、非来館者、高齢者、障害者が挙がっているが、電子書籍サービスの登録のために来館しなければいけないシステムでは、障害者、高齢者への配慮に欠けるに留まらず、開館時間内に来館することが困難な者、立地的な問題を抱える利用者にとっても、電子書籍の利用することに障害が残るのではないかと疑問が残る。

利用端末は、利用者個人のコンピュータ、タブレット等の端末を想定している図書館が大多数を占める。また、おおぶ文化交流の杜電子図書館では、タブレット端末の館内貸出を実施している⁵⁰。

そして、OverDriveJapanを導入している潮来市立図書館と龍ヶ崎市立中央図書館では、ヘルプ画面が米国のOverDriveの英語版ヘルプにつながり、日本の利用者、特に電子書籍サービスの利用者で見込まれている障害者、高齢者への配慮に欠ける。

TRC-DLが用意しているヘルプページの中で、各図書館が定め、編集するべき「利用規則について」の項目が、流山市立図書館、赤穂市電子図書館、豊後高田市立図書館では編集されておらず、貸出冊数や貸出期限等の利用規則に関しては、電子書籍のページではなく、図書館のホームページの別のページを参照しないといけなくなっており、利用者の混乱を招く可能性がある。

4.4 本章のまとめ

本章では、商用電子書籍サービス導入の問題点を出版社側、公立図書館側に分けて論じた。併せて、英米諸国における公共図書館の電子書籍提供の現状例も参考に付した。

電子書籍市場がさらに大きく羽ばたいていき、公立図書館における電子書籍提供サービスが拡大し、地域住民から大いに活用されることを強く望む。

本稿では便宜上、商用電子書籍として一括して論

議の対象とした。

しかし、商用電子書籍出版には、純商業出版、教育・学術出版、政府刊行物など多様な出版物が存在する。こうした多様な出版物を組織化し、その組織化自体を連携・組織化していくための技術インフラが必要となる。

本稿では言及に及ばなかったが、IDPFはW3Cとの合併によって、技術インフラがWebテクノロジーと不可分であることを示した。EBook2.0 Magazineは、これについて次のように述べている⁵¹。

IDPFがW3Cに吸収合併されることで何が変わるか、あるいはそもそもこの統合がうまく機能するかどうかは未知数な部分が多く、今年1年の動きから目が離せない。しかし、現実的に考えて、EPUBをより総合的なものとして持続的に発展させ、出版を未来につなげるにはそれしかなかった。(中略)

標準化ニーズは、ファイル形式、サービス仕様、

メタデータ仕様などに分かれる。標準があれば、

異なるサービス間の連携、統合も容易化され、関

連タイトルが探しやすくなり、一つのサービスの

停止がユーザーにダメージを与えることも少なくなる。これらはコンテンツを社会的に有用なら

しめるために必要なもので、出版が本来の目的で

あるコミュニケーション手段としてのパフォーマンスを発揮するための社会的インフラと言える。

この時代の「出版ビジネス」のデジタル標準を

W3Cと連携を維持しつつも別に策定するには、出

版業界の側に相当な力がなければならないが、少

なくとも商業出版の側からデジタルのビジョンを提示するものはなく、その機会は無謀かつ無

定

見な「価格戦争」によって最終的に失われたと筆

者は考えている。高価格によって市場に水をかけ

る企業が、E-Bookの普及を促進する標準の方向を

リードすることはあり得ないからだ。

これが出版界へのレクイエムのならず、新しい扉の始まりとするには、関係者の一層の努力が必要である。

なお、2016年12月現時点での電子書籍業界図を付録Aとして別紙に付記しておく。合従連携の様子がよく見通せる。

5. 公立図書館における非商用電子書籍サービス等について

5.1 非商用電子書籍導入の根拠

非商用電子書籍サービス提供の意義や重要性は図書館法⁵²や、日本図書館協会図書館政策特別委員会による「公立図書館の任務と目標」(1989年1月確定公表 2009年4月 改訂増補)⁵³等にも示されている。

しかし、非商用電子書籍を導入する根拠となる法律や宣言はあるものの、非商用電子書籍の導入はまだ少数である。『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2016』のアンケート結果によると、回答した466館の内、「デジタルアーカイブ」を提供していると答えた図書館は21%にとどまっている⁵⁴。

郷土資料を中心とした非商用電子書籍は、例えば初等中等教育等の調べ学習⁵⁵にも役立つであろうし、またインターネットを介して配信することによって世界に向けて地域を紹介することが可能となる。日本研究情報発信や地域観光振興などにもメリットが大きい。

5.2 非商用電子書籍提供の事例

本節では、公立図書館での非商用電子書籍提供の事例を取り上げる。以下は、いずれも一定の特色のある公立図書館での非商用電子書籍提供の事例である。

5.2.1 岡山県立図書館 デジタル岡山大百科

「デジタル岡山大百科」は、「郷土岡山について百科事典的に調べられることを目指して」作成された岡山県立図書館の運営する県民参加型の電子図書館である⁵⁶。電子図書館の構想は1996年の岡山県高度情報化実験推進協議会が岡山情報ハイウェイ構想を推進するために設けた実証実験に岡山県総合文化センターが図書館、企業等と電子図書館ネットワーク研究会を組織し、協賛参加したことから始まった。

2004年には新館開館を機にデジタル岡山大百科を本格稼働させ、現在に至る⁵⁷。なお、別表5はデジタル岡山大百科のコンテンツ数等の推移、別図1はアクセス数である。

デジタル岡山大百科は以下の三つの機能を提供している。

(1) 郷土情報ネットワーク

郷土情報ネットワークは、県民、県内企業、教育施設、地方公共団体等の参加による岡山県に関する郷土情報の電子アーカイブシステムである。郷土岡山に関するホームページやビデオ等を検索し、視聴することができる。主なアーカイブに和装本、絵図・古地図、池田家文庫絵図、デジタル絵本、カバヤ文庫等があり、コンテンツは、動画、ホームページ、音声、文字、画像等多岐にわたる。平成27年度末の登録件数は177,658件となっている⁵⁸。

オプションとして、広く「新しい郷土情報」も募集しており、同「郷土情報募集」概要へのリンクがある⁵⁹。

さらに、「郷土情報の制作をしたくても、ソフトウェアがない・・・といった場合」にとして、県立図書館が提供する「メディア工房」の活用を勧めている。参加型デジタルアーカイブへの試みとして評価できる。

なお、著作権等を明確にするため、登録には以下の承諾を要する、と条件を付している。

- ・登録する郷土情報のインターネット公開について、利用制限を設けず、永続的であることに同意します。
- ・登録する郷土情報の著作権及び肖像権等について、インターネット公開に必要な権利処理を行います。
- ・登録する郷土情報の内容に推論等を含めず、全て客観的な事実に基づいて作成します。

・登録する郷土情報について、人権に配慮した内容とします。また、公序良俗に反する内容にもしません。

・登録する郷土情報について、岡山県・岡山県教育委員会等の広報活動に利用されることに同意します。

(2) 岡山県図書館横断検索システム

岡山県内の公立図書館や大学図書館等が所蔵している図書資料を一括して検索できる。

オプションとして「図書館相互貸借」の利用法の解説が行われている。

(3) レファレンスデータベース

岡山県内の公共図書館等に寄せられたレファレンス（調査相談）をデータベース化している。

オプションとして、県立図書館のオンラインレファレンス・サービスへの案内及びリンクがあるのは、工夫であろう。

「デジタル岡山大百科」は、全体として、丁寧なデザインのもとに利用者本位の作りである。なお、同事業担当者による詳しい解説論文があるので参照されたい⁶⁰。

5.2.2 イーハートゥーブ岩手 電子図書館

岩手県立図書館電子図書館は、岩手県立図書館が所蔵する古文書・古記録・古絵図等の資料をデジタル化して公開している⁶¹。以下が、主なメニューである。

(1) イーハートゥーブ岩手 電子図書館

イーハートゥーブ岩手電子図書館は平成15年度より公開が開始されている。岩手県立図書館が所蔵する古文書・古絵図等のデジタル画像、および宮沢賢治・石川啄木関係資料のデジタル画像などを公開している。表6はイーハートゥーブ岩手電子図書館のアクセス数である。

表6 イーハートゥーブ岩手電子図書館アクセス数

年度	アクセス数
平成17年度	3,804件 *1
平成18年度	5,282件 *2

平成19年度	5,136件
平成20年度	4,674件
平成21年度	4,353件
平成22年度	5,095件 *3
平成23年度	4,834件
平成24年度	4,209件
平成25年度	3,218件
平成26年度	2,894件
平成27年度	4,159件 *4

*1 現図書館への移転のため、11月30日までのアクセスログとなる。

*2 現図書館への移転のため、5月8日からのアクセスログとなる。8月分のログは欠。

*3 サーバリブレースによるサイト公開停止により、10月分のログは10月1日～18日分のみ。

*4 サーバリブレースによるサイト公開停止により、10月分のログは無い。

(2) デジタルライブラリーいわて

デジタルライブラリーいわては平成23年度より公開されている。岩手県立図書館が所蔵する古文書・古記録・古絵図等の資料をデジタル化して公開している。書名や郷土和本分類から収録資料を検索することができる。表7はデジタルライブラリーいわてのアクセス数である。

「当館資料の二次利用について」という著作権処理関係ページへのリンクがある。この著作権関係のページは、記述内容は堅苦しく、活用の意欲をそぎかねない。

このデジタルライブラリー岩手のコンテンツに限らないが、著作権の存続している資料と著作権が消滅している資料とでは、二次利用の文言について書き分けが必要ではないだろうか。また、著作権が消滅しているコンテンツについては、極力、CC(Creative Commons)などのライセンスによるコンテンツ二次利用の権利関係、手続き関係の明示をすることが望ましい。

表7 デジタルライブラリーいわて アクセス数

年度	アクセス数
平成23年度	2,302件
平成24年度	1,772件

平成25年度	1,459件
平成26年度	1,360件
平成27年度	1,23件 *1

*1 サーバリブレースによるサイト公開停止により、10月分のログは無い。

(3) ウェブ展示室

岩手県立図書館で開催した企画展やミニ展示をインターネット上でも内容の一部を公開しているものである⁶²。

5.2.3 秋田県立図書館 デジタルアーカイブ

秋田県立図書館では、デジタルアーカイブをオープンライブラリーとデジタルアーカイブで提供している。

(1) オープンライブラリー

オープンライブラリーは、秋田県立図書館の利用者登録の有無に関わらず閲覧可能である。商用電子書籍は閲覧用アプリのインストールが必要となるが、こちらにはPC版も用意されている⁶³。

2016年9月のリニューアル時にも提供コンテンツの追加が行われており、その際の追加も含め、2017年1月の時点で169点のコンテンツが公開されているが、コンテンツの大部分は、秋田県のデジタルライブラリーでも公開されており、現段階では、オープンライブラリー独自の役割があるとは考えにくい。秋田県立図書館によると、オープンライブラリーは商用電子書籍の体験と位置付けられており、そのためと考えられる。

また、オープンライブラリーのアクセス数は、開始時である平成26年3月から平成27年度末までで、176,072件である。

(2) デジタルアーカイブ

秋田県内のアーカイブ施設等の所蔵資料を検索・閲覧できる⁶⁴。アクセス時点での収録されている電子化資料類の件数を公開していることは、優れたオープンポリシーと評価できる。

さらに、それぞれの参加機関のWeb単位で、画像、音声などの「資料種別」及び「貴重資料」、「郷土雑誌紹介」などの「カテゴリー別」のデジタル化された資料点数が明示され、どれかを選択

すると、その対象範囲の検索画面に導かれる。よく検討された利用者インターフェイスと評価する。

デジタルアーカイブのアクセス数は、開始時である平成24年度10月から平成27年度末までの累計で、49,763件である。

なお、秋田県立図書館 デジタルアーカイブでの対象機関、及び2017年1月20日時点でのデジタルコンテンツ数は、次である。

- ・秋田県立図書館 (442,514)
- ・あきた文学資料館 (34,807)
- ・秋田県立近代美術館 (2,090)
- ・秋田県立博物館 (446)
- ・秋田県公文書館 (126,742)
- ・秋田県埋蔵文化財センター (54)
- ・秋田県生涯学習センター (306)

5.2.4 札幌市電子図書館

札幌市デジタルアーカイブは、札幌市立図書館が運営する「札幌市電子図書館」のコンテンツ類の一部である⁶⁵。札幌市や北海道関連資料類のデジタル化に力を入れている。関係コンテンツ類については、道内出版社の協力なども得ている。

また、札幌市内の高等学校等での作成教材なども収録されており、コンテンツ、運営共に地元密着型である。ただし、札幌市在住もしくは市内に通勤・通学している者のみの利用しか出来ない。非商用電子書籍である図書館や高等学校等が制作した資料は著作権処理を行い、一般に開放することが望まれる。

5.2.5 調査研究報告書やデジタルアーカイブのリストのリンク

国立国会図書館では、平成21年度「図書館及び図書館情報学に関する調査研究」事業として、「文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究」を実施している⁶⁶。若干、時期は古いが当時の状況が判明する貴重な調査報告書⁶⁷である。

また例えば、沖縄県立図書館では、「貴重資料デジタル書庫」のタイトルのもとに日本国内の公立図書館デジタルアーカイブのリストをリンクと共に公開している⁶⁸。こうしたリストをリンクの仕組みが、

全国の公立図書館、いな、大学図書館等も含めて広がっていけば、アーカイブにおけるコンテンツ類の露出度が高まり、コンテンツ類への導線も複線化していく。

ただし、こうした試みが円滑に進行していくには、個別のリストをリンクの仕組みだけに留まらずに、総合的な検索システム等の構築も模索される必要がある。

5.3 公立図書館の非商用デジタルアーカイブの方向性

本節では、公立図書館の非商用デジタルアーカイブの方向性について考察を進める。前節までは、「非商用電子書籍」の用語を使用してきた。しかし、「5.2 非商用電子書籍提供の事例」で見たように、提供されているコンテンツが電子書籍に留まらず、雑誌、パンフレット、リーフレット、ポスター類、写真、動画、博物資料等のデジタル化にまで及んでいた。

こうしたデジタル化コンテンツの多様性を受けて、本節では「デジタルアーカイブ(のコンテンツ)」の用語を使用する。

前節では、非商用電子書籍サービス(デジタルアーカイブ)を提供している公立図書館の代表的な館について、その特徴を紹介した。こうした先進的と言われている非商用電子書籍サービス(デジタルアーカイブ)を検討して、最も懸念を覚えたのは、コンテンツ類に対する二次利用の関連情報である。著作物をデジタル化してインターネット上で公開するには、一それを電子図書館と命名しようが、デジタルアーカイブと自称しようが一著作権法の公衆送信権(送信可能化権を含む)が働く。

すなわち、これらのデジタル発信の事例は、いずれも対象コンテンツについて著作権の存続の有無を確認しているはずである。その上で著作権の消滅しているコンテンツについてはデジタル化、公開へと進んでいる。

一方、著作権が残存するコンテンツについては、著作権者の承諾のもとにデジタル化と公開へと進んだであろう。すなわち、常識的に考えてデジタルアーカイブのコンテンツ類においては、運営する図書館側に、著作権関係の公衆送信権(送信可能化権を含む)に関する権利関係の情報が保持されていると考えられる。また、著作権使用の許諾を得たコンテ

ンツについては、その許諾条件なども記録があろう。

しかし、こうした背景情報の公開はおろか、今回において二次利用に触れた内容があったのは、大阪市立中央図書館や[岩手県立図書館]電子図書館など少数である⁶⁹。

非商用デジタルアーカイブは、地域からの情報発信による地域活性化の試みの一つという側面も持つ。そうであれば、デジタルコンテンツ類の二次使用に関して、より積極的な姿勢が必要ではないのだろうか。

さらに付け加えるに、今回に管見した非商用デジタルアーカイブにおいて、地域の観光資源情報とのリンクや関係諸団体との提携など、自治体資源、地域資源などとの連携が見られなかった。図書館が図書館の中に留まっているだけで、連携、協力の範囲が類縁機関の範囲に留まっていることでよし、とされる時代ではないと考える。

非商用電子書籍の提供は、公立図書館のみに留まるものではない。大学図書館、専門図書館、機関リポジトリなど多様な図書館の館種、さらには公文書館、博物館等でも行われており、その連携も期待される。

5.4 デジタルアーカイブの連携、協力の促進

デジタルアーカイブの連携、協力の促進及び利用者目線での公開においては、いくつかの技術的な側面についても簡単に触れておきたい。

5.4.1 メタ検索システムの構築、維持

デジタルアーカイブの連携、協力の基盤として、また、利用者目線での公開促進策としても、メタ検索システムの構築、維持が求められる⁷⁰。具体的には、都道府県単位で提供されている横断検索型OPAC(Online Public Access Catalog)のデジタルアーカイブ版である。ただし、検索機能は選択したデジタルアーカイブの最小公倍数とならざるを得ない。

5.4.2 デジタルアーカイブのハーベスティングとバックアップ・ミラーサイト

デジタルアーカイブのハーベスティング(エージェントプログラムによる自動収集)のためにOAI-PMH(Open Archive Initiative Protocol for

Metadata Harvesting)⁷¹などに準拠したAPI⁷²を実装する必要がある。また、デジタルアーカイブのコンテンツに対するバックアップ等のためにミラーサイトなどの検討も必要である。

5.4.3 保存メタデータ

さらに標準化された形式での保存メタデータ⁷³の実装が、長期的なアーカイブのコンテンツの保持には必要である。

6. まとめ

本研究では、日本における公立図書館の電子書籍導入等の現状と課題を取り上げた。ここで見てきた問題は、以下の点である。

第一に疲弊する地方財政下で図書館費全体の縮小が進み、一方では専任職員の減少、嘱託職員・臨時要員等の増加と委託等進行の図書館職員団体の空洞化の中で、新たなサービスへの取り組みに消極的な姿勢が懸念される。

第二に、電子書籍提供サービスは、複数のベンダーにより提示されているが、基本的には「アクセス権」の年間契約である。また、契約パッケージに含まれる電子書籍の単価を概算すると、概ね、紙書籍の数倍であり、費用対効果の点からも疑念が残る。

電子書籍提供ベンダーに「おんぶにだっこ」という状況が進行していけば、公立図書館運営の基本的機能であるコレクション構築の経験、力量などが蓄積、継承がされず、運営ノウハウは限りなく電子書籍提供ベンダー側に移行していくであろうことが危惧される。

第三に、非商用電子書籍サービス、デジタルアーカイブに関しても、多岐にわたる組織との連携、協力の推進の必要性がある。

第四に、非商用電子書籍サービスにおいて、著作権処理を行った後に、コンテンツの解放が望まれる。また、二次利用の使用についても明確に示しておく必要がある。

1990年代前半に、米国のMichael Backlandは、図書館業務及び図書館資料における利用技術について考察を行い、「紙メディア図書館」(紙資料を紙で管理)、「機械化図書館」(紙資料をコンピュータで管理)、「電子図書館」(電子メディアをコンピュータで管理)の3段階で示した⁷⁴。

音声、静止画、動画、テキスト、数値データ等がデジタル情報に収束し、日々にネットワーク流通に移行している。こうした中で、長い歴史過程の中で住み分けられてきた博物館、美術館、図書館、文書館等はデジタル社会の中でその「垣根」は融解しつつある。

こうした新しい時代への移行が見られる現在、日本における公立図書館の立ち位置を原点から根本的に考える必要が感じられる。本稿がこのためのささやかな礎となれば幸いである。

別表1 電子書籍導入館 『電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告 2016』 p.15-16

	名称	都道府県	開始年月	電子書籍貸出サービス名	提供会社
1	千代田 Web 図書館	東京都	2007/11	Lib.Pro	I-NEO
2	堺市立図書館 電子図書館	大阪府	2011/01	TRC-DL	DNP/TRC
3	萩市電子図書館	山口県	2011/03	TRC-DL	DNP/TRC
4	武雄市 MY 図書館	佐賀県	2011/04	武雄市 MY 図書館	
5	関市立図書館-電子書籍	岐阜県	2011/11	NetLibrary	紀伊国屋書店
6	有田川 WEB Library	和歌山県	2011/11	TRC-DL	DNP/TRC
7	大阪市立図書館-電子書籍	大阪府	2012/01	NetLibrary	紀伊国屋書店
8	徳島市電子図書館	徳島県	2012/04	TRC-DL	DNP/TRC
9	綾川町電子図書館	香川県	2012/04	TRC-DL	DNP/TRC
10	大垣市電子図書館	岐阜県	2012/07	TRC-DL	DNP/TRC
11	秋田県立図書館	秋田県	2012/10	経葉デジタルライブラリ	寿限無
12	山梨県立図書館 電子書籍	山梨県	2012/11	TRC-DL	DNP/TRC
13	高根沢町電子図書館	栃木県	2013/05	TRC-DL	DNP/TRC
14	豊後高田市立図書館	大分県	2013/06	TRC-DL	DNP/TRC
15	まんのう町立図書館	香川県	2013/06	OverDriveJapan	メディアドゥ
16	明和町図書館	群馬県	2013/06	明和町電子図書館サービス	凸版印刷
17	浜田市電子図書館	島根県	2013/08	TRC-DL	DNP/TRC
18	今治市電子図書館	愛媛県	2013/08	TRC-DL	DNP/TRC
19	志摩市立図書館 電子書籍	三重県	2013/09	TRC-DL	DNP/TRC
20	流山市立図書館 電子図書	千葉県	2013/10	TRC-DL	DNP/TRC
21	赤穂市電子図書館	兵庫県	2013/10	TRC-DL	DNP/TRC
22	大田原市電子図書館	栃木県	2013/12	TRC-DL	DNP/TRC
23	東京都都立中央図書館	東京都	2013/01	TRC-DL	DNP/TRC
24	府中市電子図書館	広島県	2014/07	TRC-DL	DNP/TRC

25	おおぶ文化交流の杜	愛知県	2014/07	TRC-DL	DNP/TRC
26	まつばら電子図書館	大阪府	2014/07	TRC-DL	DNP/TRC
27	三田市電子図書館	兵庫県	2014/08	TRC-DL	DNP/TRC
28	苫小牧市電子図書館	北海道	2014/10	TRC-DL	DNP/TRC
29	札幌市電子図書館	北海道	2014/10	TRC-DL	DNP/TRC
30	筑西市電子図書館	茨城県	2014/10	TRC-DL	DNP/TRC
31	小野市立図書館	兵庫県	2014/10	TRC-DL	DNP/TRC
32	中野区立図書館	東京都	2015/02	なかのイーブックス ポット	凸版印刷
33	八代市電子図書館	熊本県	2015/04	TRC-DL	DNP/TRC
34	龍ヶ崎市立電子図書館	茨城県	2015/07	OverDriveJapan	メディアドゥ
35	八千代市電子図書館	千葉県	2015/07	TRC-DL	DNP/TRC
36	潮来市立電子図書館	茨城県	2015/09	OverDriveJapan	メディアドゥ
37	山中湖情報創造館	山梨県	2015/10	LibrariE	JDLS
38	桶川市電子図書館	埼玉県	2015/10	TRC-DL	DNP/TRC
39	明石市電子図書館	兵庫県	2015/10	TRC-DL	DNP/TRC
40	北見市立図書館電子分室	北海道	2015/12	TRC-DL	DNP/TRC
41	さくら市電子図書館	栃木県	2016/01	TRC-DL	DNP/TRC
42	高砂市立図書館	兵庫県	2016/02	TRC-DL	DNP/TRC
43	豊川市電子図書館	愛知県	2016/02	TRC-DL	DNP/TRC
44	さいたま市図書館	埼玉県	2016/03	TRC-DL	DNP/TRC
45	田川市立図書館	福岡県	2016/03	TRC-DL	DNP/TRC
46	宮代町立図書館	埼玉県	2016/04	TRC-DL	DNP/TRC
47	豊島区立図書館	東京都	2016/04	TRC-DL	DNP/TRC
48	播磨町立図書館	兵庫県	2016/04	TRC-DL	DNP/TRC
49	守谷中央図書館	茨城県	2016/06	TRC-DL	DNP/TRC
50	水戸市立図書館	茨城県	2016/06	TRC-DL	DNP/TRC
51	加古川市立図書館	兵庫県	2016/07	TRC-DL	DNP/TRC
52	広陵町立図書館	奈良県	2016/09	TRC-DL	DNP/TRC
53	磐田市立図書館	静岡県	2016/10	TRC-DL	DNP/TRC

※なお、龍ヶ崎市立電子図書館の電子書籍導入年が2015年と記述されていたが誤記である。

別表2 運営形態別、電子資料の提供状況

	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①提供している	240	14%	57	16%	87	22%	5	14%
②提供していない	1,237	74%	215	62%	256	64%	10	27%
③提供予定である	67	4%	32	9%	24	6%	2	5%
未回答	123	7%	45	13%	36	9%	20	54%
計	1,667	100%	349	100%	403	100%	37	100%

別表3 運営形態別、提供している電子資料の種類

提供している電子資料の種類	直営		一部委託		指定管理		その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①商業的に流通している電子資料	84	29%	17	26%	42	35%	2	29%
②郷土資料、地域行政資料、特殊コレクション等をデジタル化した資料	178	62%	40	61%	67	56%	4	57%
③その他	23	8%	6	9%	10	8%	1	14%
未回答	4	1%	3	5%	0	0%	0	0%
計	289	100%	66	100%	119	100%	7	100%

別表4 TRC 公立図書館受託実績 都道府県別 (2016年4月1日現在)
図書館流通センターTRC 運営実績より

都道府県名	公立図書館	
	受託運営館数	うち指定管理者
北海道	20	12
青森県	3	3
岩手県	4	1
宮城県	0	0
秋田県	1	1
山形県	2	0
福島県	7	1
茨城県	13	13
栃木県	28	28
群馬県	0	0
埼玉県	46	29
千葉県	14	10
東京都	122	66
神奈川県	11	2
新潟県	19	13
富山県	0	0
石川県	0	0
福井県	1	0
山梨県	1	1

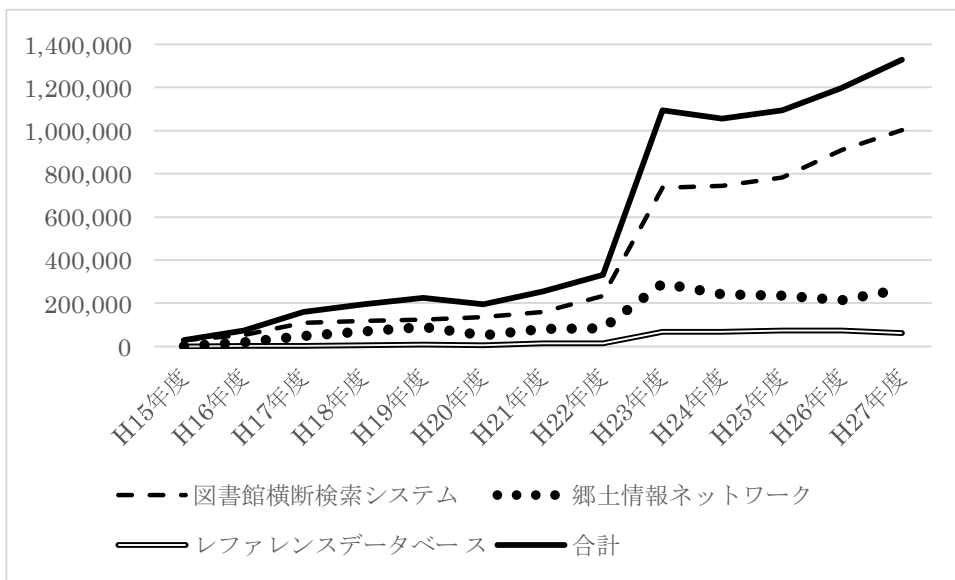
都道府県名	公立図書館	
	受託運営館数	うち指定管理者
長野県	0	0
岐阜県	10	10
静岡県	16	14
愛知県	31	10
三重県	6	4
滋賀県	0	0
京都府	0	0
大阪府	47	18
兵庫県	17	17
奈良県	6	3
和歌山県	1	0
鳥取県	0	0
島根県	0	0
岡山県	0	0
広島県	10	10
山口県	0	0
徳島県	7	6
香川県	2	2
愛媛県	7	4
高知県	2	2
福岡県	16	11
佐賀県	0	0
長崎県	1	0
熊本県	6	3
大分県	4	1
宮崎県	3	2
鹿児島県	12	11
沖縄県	0	0
合計数	496	308

別表 5 デジタル岡山大百科コンテンツ数等

デジタル岡山大百科コンテンツ数等		H16 年度末	H17 年度末	H18 年度末	H19 年度末
(1)横断検索システム	接続市町村数	25(34 市町村)	24(29 市町村)	24 市町(27 市町村)	24 市町(27 市町村)
	接続大学数	3 大学	3 大学	3 大学	5 大学
	対象蔵書冊数	650 万冊	653 万冊	687 万冊	727 万冊
(2)郷土情報ネットワーク登録件数		26,554 件	41,254 件	40,967 件	68,236 件
(3)レファレンスデータベース登録件数		644 件	809 件	1,458 件	2,990 件

H20 年度末	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末	H27 年度末
24 市町(27 市町村)	24 市町	24 市町	24 市町	24 市町	24 市町	25 市町	25 市町
6 大学	7 大学	7 大学	8 大学	8 大学	8 大学	8 大学	9 大学
882 万冊	924 万冊	958 万冊	1,024 万冊	1,047 万冊	1,064 万冊	1,077 万冊	1,127 万冊
78,347 件	81,922 件	115,525 件	136,934 件	169,235 件	167,118 件	176,628 件	177,658 件
3,214 件	3,585 件	3,762 件	3,981 件	4,172 件	4,358 件	4,613 件	4,811 件

別図1 デジタル岡山大百科アクセス数

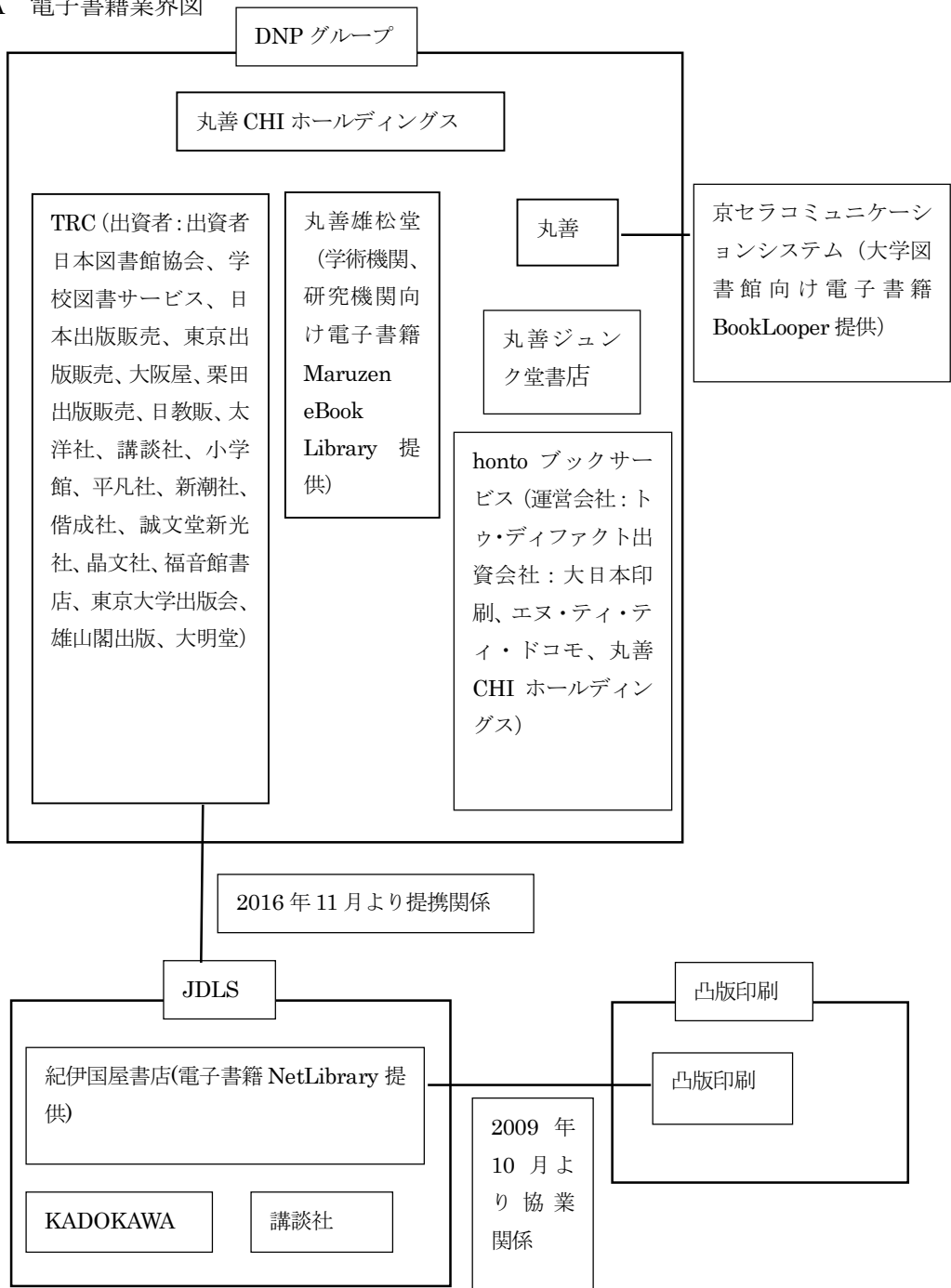


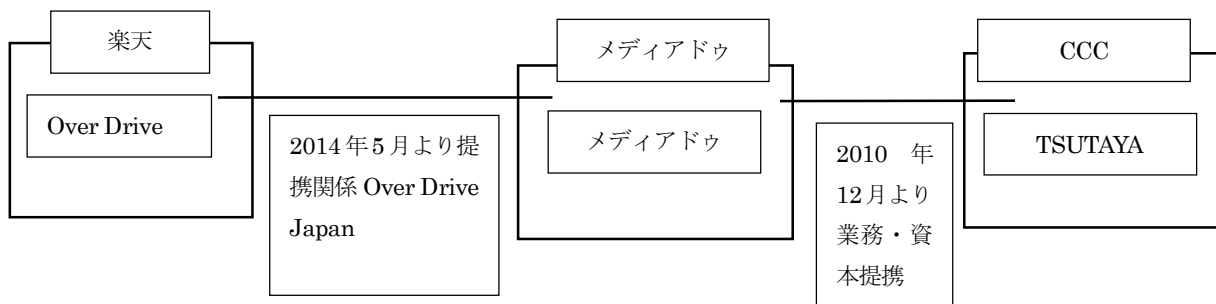
	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
図書館横断検索システム	29,006	54,064	107,799	119,227	124,897	136,910
郷土情報ネットワーク	0	19,325	48,811	68,652	90,209	52,756
レファレンスデータベース	0	1,395	2,892	6,866	9,368	6,698
合計	29,006	74,784	159,502	194,745	224,474	196,364

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
160,554	232,622	735,582	744,768	783,750	910,236	1,001,433
80,757	84,412	292,017	240,136	236,320	213,958	264,069
13,898	14,944	66,262	69,034	73,668	73,792	62,656

255,209	331,978	1,093,861	1,053,938	1,093,738	1,197,986	1,328,158
---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

付録A 電子書籍業界図





引用文献

¹ インプレス総合研究所編『電子書籍ビジネス調査報告書 2016』インプレス, 2016.

² 同上.

³ 全国出版協会. 出版科学研究所『出版月報』2016. 2.

なお、全国出版協会は、2015年より電子書籍の市場規模調査を開始。

⁴ 文部科学省委託研究『平成27年度「生涯学習施策に関する調査研究」

「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』平成28年3月

⁵ 電子出版制作・流通協議会『電子図書館・電子書籍貸出サービス 調査報告 2016』電子出版制作・流通協議会 2016, p. 147-154.

⁶ 前掲5), p. 13-14.

⁷ 図書館法(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)最終改正:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

⁸ 「図書館の自由に関する宣言」1954年全国図書館大会採択, 1979年日本図書館協会総会改訂

⁹ 日本図書館協会第10分科会 障害者サービス2 「図書館向け電子書籍サービスシステムのアクセシビリティの現状と課題」

¹⁰ 『図書館調査研究リポート No. 11』「電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究 3. 電子書籍の流通・利用・保存の現状 3.2.2 電子書籍の機関利用—図書館—」

<http://current.ndl.go.jp/node/14629>

[確認:2017年2月22日]

¹¹ 尚、千代田区立図書館は2007年4月より指定管理者制度を導入し、民間企業が運営している。

¹² 千代田区立千代田図書館『千代田区立図書館年報

平成27年度』

http://www.library.chiyoda.tokyo.jp/files/nenpou_h27.pdf [確認:2017年2月22日]

¹³ 前掲5), p. 15-16.

なお、「明和町電子図書館サービス」、「なかのイーブックスポット」の両館では、図書館提供のWiFiの到達範囲での「閲覧」のみが可能である。電子書籍の貸出はしていない。

¹⁴ 日本図書館協会「図書館における指定管理者制度の導入等について2016年調査(報告)」

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committe/torikumi/sitei2016.pdf>

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committe/torikumi/sitei2016appendix.pdf>

[確認:2017年2月22日]

¹⁵ 前掲5), p. 25-28.

¹⁶ 図書館流通センター 運営実績

<https://www.trc.co.jp/outsourcing/index.html> [確認:2017年2月22日]

¹⁷ 日本図書館協会図書館政策企画委員会「図書館における指定管理者制度の導入等について2016年調査(報告)」2016年8月

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committe/torikumi/sitei2016.pdf>

[確認:2017年2月22日]

¹⁸ 電子図書館サービス TRC-DL 導入事例

https://www.trc.co.jp/solution/trcdl_jirei.html [確認:2017年2月22日]

¹⁹ 湯浅俊彦編著『デジタルが変える出版と図書館—立命館大学文学部湯浅ゼミの1年』出版メディアパル 2016, P. 40.

²⁰ 日本図書館情報学会研究委員会編『わかる! 図書館情報学シリーズ 1 電子書籍と電子ジャーナル

ル』 勉誠出版 2014, p. 84.

²¹ CCC(カルチャー・コンビニエンス・クラブ)は、T-ポイントの発行、複合商業施設 T-サイトの展開、蔦屋書店・蔦屋家電などの店舗開発、図書館指定管理業務への進出など、多様な事業展開を繰り返している。

なお、「ツタヤ図書館」については、例えば次を参照。

川瀬 綾子, 森 美由紀, 北 克一 「「ツタヤ図書館」の資料区分を検証する その3 -多賀城市立図書館の検索・予約システムを中心に-」『情報学= Journal of Informatics』13(1), 2016. 3.

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/759>

[確認: 2017年2月22日]

²² 日本書籍出版協会 <http://www.jbpa.or.jp/>

[確認: 2017年2月22日]

図書館との連携に関する日本書籍出版協会の見解 <http://www.jbpa.or.jp/nenshi/pdf/p217-218.pdf>

[確認: 2017年2月22日]

²³ 田井郁久雄 「資料提供サービス」『図書館界』61(5), 2010. 1, p. 458-468.

²⁴ 日本図書館協会、日本書籍出版協会 『公立図書館貸出実態調査 2003 報告書』2004. 3.

<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf>

[確認: 2017年2月22日]

²⁵ 日本図書館協会、日本書籍出版協会共同調査 『公立図書館貸出実態調査 2003 報告書』2003年3月15日

<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kasidasi.pdf> [確認: 2017年2月22日]

²⁶ 日本書籍出版協会図書館委員会 著・編。「2015年「図書館と出版」を考える: 新たな協働に向けて: 報告集」日本書籍出版協会図書館委員会, 2016. 2.

²⁷ 板垣麻衣子 「本が売れぬのは図書館のせい? 新刊貸し出し「待った」」朝日新聞デジタル 2015年10月29日

<http://www.asahi.com/articles/ASHBW64R4HBWUCV L01B.html> [確認: 2017年2月22日]

²⁸ 田井郁久雄 「図書館の発展は出版文化も発展させる」『出版ニュース』2016年2月中旬号(2404) 2016. 2, p. 4-17.

田井郁久雄 「「貸出」は図書館も出版文化も発展させる」『図書館界』54(6), 2003. 3, p. 260-271.

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110007985349>

[確認: 2017年2月22日]

²⁹ 「歩引き」とは、購入価格は定価で行い、年度単位で取引総額の一定パーセンテージ相当の図書

館指定書籍を、次年度に書店から「寄贈」する仕組みである。実質的には、値引きである。

³⁰ 常世田良 『浦安図書館にできること—図書館アイデンティティ (図書館の現場)』 勁草書房 2003. p. 177-182.

³¹ 「英国公共図書館における電子書籍貸出の試行プロジェクトが終了 図書館による電子書籍の貸出は書店にとって脅威となる?」カレントアウェアネス 2015年6月9日

<http://current.ndl.go.jp/node/28637>

[確認: 2017年2月22日]

³² 待兼音二郎 「見えてきた! 電子図書館と出版社のWin-Winな関係 米OverDrive社とタグを組んだ電子取次メディアドゥの挑戦」DIAMOND IT&ビジネス 2015年1月7日

<http://diamond.jp/articles/-/64681>

[確認: 2017年2月22日]

³³ 「メディアドゥと楽天が展開する「OverDrive Japan」の電子図書館事業」INTERNET Watch 2015年7月9日

<http://internet.watch.impress.co.jp/docs/event/710983.html> [確認: 2017年2月22日]

³⁴ 伊藤倫子 「電子書籍貸出サービスの現状と課題 米国公共図書館の経験から」『情報管理』58巻1号 2015. p. 32.

³⁵ 「電子書籍を提供している公共図書館は94% (米国): Library Journal 誌と School Library Journal 誌による共同調査より」カレントアウェアネス 2015年10月29日

<http://current.ndl.go.jp/node/29811>

[確認: 2017年2月22日]

³⁶ 「E1487 - 紙の本のない公共図書館

“BiblioTech” が米国に誕生」カレントアウェアネス 2013年10月10日

<http://current.ndl.go.jp/e1487>

[確認: 2017年2月22日]

³⁷ 「紙の本のない公共図書館 “BiblioTech”、3館目を建設中 (米国)」カレントアウェアネス 2016年4月5日

<http://current.ndl.go.jp/node/31270>

[確認: 2017年2月22日]

³⁸ 「今秋テキサス州に開館予定の「まったく本のない公共図書館」、電子書籍リーダーは700台を予定」カレントアウェアネス 2013年8月16日

<http://current.ndl.go.jp/node/24180>

[確認: 2017年2月22日]

³⁹ 白崎裕介 「米国に紙の本がない電子書籍専門の図書館が開館予定、電子書籍リーダーの貸し出しも行う」International Business Times 2013年1月18日 <http://jp.ibtimes.com/articles/325569>

[確認：2017年2月22日]

⁴⁰ BIBLIO TECH「FAQ」

<http://bexarbibliotech.org/faq.html>

[確認：2017年2月22日]

⁴¹ 「米国図書館協会 (ALA)、公共図書館のための電子書籍ビジネスモデルをテーマとしたレポートを公表」カレントアウェアネス 2012年8月14日
<http://current.ndl.go.jp/node/21613>

[確認：2017年2月22日]

⁴² 秦隆司「アメリカ公共図書館 電子書籍の波 全米図書館の実情【スペシャル・レポート】アメリカ図書館協会インフォメーション・テクノロジー政策オフィスディレクター、キャリー・ラッセルに聞く」『NY Nights and Literary Gangs—ニューヨークの夜と文学ギャングたち』2012年11月 No. 786

⁴³ 出版年鑑編集部編『出版年鑑 2016』出版ニュース社 2016, p. 330.

⁴⁴ 小田 光雄『出版状況クロニクルIV 2012.1～2015.12』論創社 2016, p. 503.

⁴⁵ 「アマゾンが今さらリアル書店を大量出店するわけ」『日本経済新聞』2016年2月12日
<http://www.nikkei.com/article/DGXMZ097105500Z00C16A2000000/>

[確認：2017年2月22日]

⁴⁶ 同1, p. 173.

⁴⁷ 「アマゾン読み放題、人気本消える 利用者多すぎが原因？」朝日新聞デジタル 2016年8月31日
<http://www.asahi.com/articles/ASJ8Y41XSJ8YUCVLO0C.html> [確認：2017年2月22日]

⁴⁸ 秋田県立図書館「電子書籍提供コンテンツ一覧」
https://www.apl.pref.akita.jp/information/ebook/ebook_list.html

[確認：2017年2月22日]

⁴⁹ 「武雄市 MY 図書館」
<http://www.takeo-mylib.jp/>

[確認：2017年2月22日]

⁵⁰ おおぶ文化交流の杜図書館 電子図書館サービス
<https://library.allobu.jp/service/DL.html>
[確認：2017年2月22日]

⁵¹ Ebook2.0 Magazine 「2016-17年のトレンド：(9) Web化する出版」2017年1月10日
<http://www.ebook2forum.com/members/2017/01/digital-publishing-trend-9-publishing-as-a-web/>
[確認：2017年2月22日]

なお、「hon.jp DayWatch」によると、OverDrive社が統合計画について、阻止を要請するネット運動をスタートしたとのこと。

米 OverDrive、「EPUB という登録商標が MIT の所有物になる」として IDPF+W3C 組織統合プラン阻止運動をスタート

【編集部記事】米国の電子書籍ニュースサイト「The Digital Reader」によると、楽天グループの図書館向け電子書籍プラットフォーム大手 OverDrive 社（本社：米国オハイオ州）が、今月にもスタートする業界標準電子書籍ファイルフォーマット「EPUB」を推進する IDPF（本部：米国ワシントン D.C.）と World Wide Web Consortium（本部：米国マサチューセッツ州、以後：W3C）との統合計画について、阻止を要請するネット運動をスタートしたとのこと。

OverDrive 社は昨年時点から IDPF/W3C 統合に反対の立場をとっていたが、「EPUB という登録商標が MIT の所有下になる」などの理由から最後の阻止運動「Save the IDPF. Save EPUB.」をスタートした模様。賛同する関係者たちの参加を要請している。

問合せ先：The Digital Reader の記事

<http://the-digital-reader.com/2017/01/12/last-ditch-effort-block-w3c-takeover-idpf/>

[確認：2017年2月22日]

⁵² 図書館法 昭和 25.4.30 法律 118 号, 改正平成 23.12.14 法律 122 号

⁵³ 日本図書館協会図書館政策特別委員会編『公立図書館の任務と目標解説 改訂版増補』日本図書館協会, 2009.4.

⁵⁴ 同 14, p. 70.

⁵⁵ デジタル教科書の位置付けに関する検討会の「最終まとめ」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2017/01/27/1380531_001.pdf

[確認：2017年2月22日]

なお、デジタル教科書の位置付けに関する検討会の「中間まとめ」に関して、次の論考がある。森美由紀「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議「中間まとめ」の検討

『情報学=Journal of Informatics』13(2), 2016. 10, p. 67-86.

<http://creativecity.gscu.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/769/751>

[確認：2017年2月22日]

⁵⁶ 「デジタル岡山大百科」

<https://digioka.libnet.pref.okayama.jp/sup/jp/concept.html>

[確認：2017年2月22日]

⁵⁷ 森山光良「デジタル岡山大百科」—電子図書館

ネットワーク」『情報管理』50(3), 2007.6, p.123-134.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/50/3/50_3_123/_pdf

[確認:2017年2月22日]

⁵⁸ 『岡山県立図書館 平成27年度年報』

http://www.libnet.pref.okayama.jp/tosyokan/toukei/nenpou/h27/h27_nenpou.pdf

[確認:2017年2月22日]

⁵⁹ デジタル岡山大百科 郷土情報ネットワーク「郷土情報募集」

岡山県立図書館では、電子図書館システム『デジタル岡山大百科』の充実・発展のため、県民の皆さまから、幅広く郷土岡山に関する情報を募集しています。

ご応募いただいた郷土情報は、当館のサーバから全世界へ向けてインターネット発信するとともに、共有の財産として多くの方々にご活用していただくこととなります。

皆さまがお持ちの情報・資料をお寄せください。

<https://digioka.libnet.pref.okayama.jp/sup/jp/kyodo/boshu.html>

[確認:2017年2月22日]

⁶⁰ 森山光良「『デジタル岡山大百科』—電子図書館ネットワーク」『情報管理』50(3), 2007.6 p.123-134.

https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/50/3/50_3_123/_pdf

[確認:2017年2月22日]

⁶¹ [岩手県立図書館]電子図書館

<https://www.library.pref.iwate.jp/digilib/index.html>

[確認:2017年2月22日]

⁶² 岩手県立図書館ウェブ展示室

<https://www.library.pref.iwate.jp/digilib/index.html>

[確認:2017年2月22日]

⁶³ 秋田県立図書館 オープンライブラリ

<http://aktpub0001.iri-project.org>

[確認:2017年2月22日]

⁶⁴ 秋田県立図書館 デジタル・ライブラリー

<https://da.apl.pref.akita.jp/lib/>

[確認:2017年2月22日]

⁶⁵ 札幌市電子図書館

<https://www.d-library.jp/sapporolib/g0101/top/>

[確認:2017年2月22日]

⁶⁶ 「文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究」を実施している。若干、時期は古いが当時の状況が判明する貴重な調査報告書である。

http://current.ndl.go.jp/FY2009_research

[確認:2017年2月22日]

⁶⁷ 同調査研究報告書のPDFは以下。

http://current.ndl.go.jp/files/research/2009/research_report.pdf

[確認:2017年2月22日]

⁶⁸ 沖縄県立図書館「貴重資料デジタル書庫」

日本国内の公立図書館デジタルアーカイブのリストをリンクと共に公開している。

http://archive.library.pref.okinawa.jp/?page_id=9251 [確認:2017年2月22日]

⁶⁹ 大阪市立中央図書館

「大阪市立図書館デジタルアーカイブの画像データの二次利用(掲載・放映等)について

http://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=1241

[確認:2017年2月22日]

⁷⁰ 例えば、EU諸国が運営するヨーロッパナ

(Europeana)が参考になる。

ウィキペディア 日本語版

ヨーロッパナ (Europeana) は、絵画、書籍、映画、写真、地図、文献などのデジタル化された文化遺産を統合的に検索することができる電子図書館ポータルサイトである。欧州連合の欧州委員会が公開しており、欧州連合加盟国(一部非加盟国含む)のデジタルアーカイブ群のアグリゲータを指向している

<https://ja.wikipedia.org/wiki/ヨーロッパナ>

[確認:2017年2月22日]

⁷¹ weblib 辞書

OAI-PMH

フルスペル: Open Archives Initiative Protocol for Metadata Harvesting

別名: Open Archives Initiative メタデータ・ハーベスティング・プロトコル, OAIプロトコル

OAI-PMHとは、データの自動収集によってメタデータを交換するためのプロトコルの名称である。OAI

(Open Archives Initiative) によって開発が進められている。単にOAIプロトコルなどと呼ばれることも多い。

OAI-PMHはXMLの形式を用い、HTTPプロトコル上でクライアントとサーバ間のデータ転送を行っている。システムが自動的にデータを識別してメタデータの収集を行う作業は「ハーベスティング」と呼ばれ、ハーベスティングを行うクライアントシステムは「ハーベスタ」と呼ばれている。また、メタデータをハーベスタに提供するサーバは「リポジトリ」と呼ばれている。

OAI-PMHを利用することにより、特定のアプリケーションに依存することなく、自動的にメタデータを交換することができる。OAI-PMHを採用している

代表的なものとしては、国立国会図書館デジタルアーカイブがシステム間連携手段として採用している例や、検索エンジン大手のGoogleがサイトマップを記述するプロトコルとして採用している例などを挙げることができる。

2007年1月現在の最新バージョンは、2002年に発表されたバージョン2.0である。なお、日本では国立情報学研究所(NII)がドキュメントの日本語翻訳作業を進めている。

The Open Archives Initiative Protocol for Metadata Harvesting Version 2.0

- (英文)

Open Archives Initiative メタデータ・ハーベスティング・プロトコル バージョン 2.0 - (邦訳)

<http://www.weblio.jp/content/OAI-PMH>

[確認：2017年2月22日]

⁷² API (application program interface) アプリケーションの開発を容易にするために、OSなどのプラットフォームにあらかじめ備えられたソフトウェア資源。描画など共通して用いられる機能を一定の規約に基づいて利用する。

<http://www.weblio.jp/content/API>

[確認：2017年2月22日]

⁷³ 例えば、次を参照。

PREMIS編集委員会 編；栗山正光 訳『PREMIS保存メタデータのためのデータ辞書：第2.0版』日本図書館協会，2010.

⁷⁴ M. K. バックランド；高山正也，桂啓壯訳『図書館サービスの再構築』勁草書房，1994，p. 8.